

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 39 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 新潟市監査委員条例（昭和 39 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(新潟市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例（昭和 41 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(新潟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟市病院事業の設置等に関する条例（昭和 45 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。